上武大学で労働法セミナーを実施

群馬労働局では、これから社会に出て働く若者の雇用を促進するに当たり、労働法制にかかる教育の充実が求められていることから、県内の大学で、就職前、就職後に役立てていただくために、平成 25 年 2 月から労働法のセミナーを実施しています。

平成 26 年 5 月 13 日(火)には、上武大学高崎キャンパスで、午後 2 時 30 分から午後 4 時までの時間、3 年生を対象に、労働法のセミナーを実施しました。群馬労働局労働基準部監督課長が講師を務め、就職までに必要な知識として、「採用内定」、「労働契約」、「各種保険」等について、また、就職してから必要な知識として、「就業規則」、「給料」、「残業」、「有給休暇」、「安全と健康」等について説明を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」42%、「参考になった」53%と合わせて 95%の学生が参考になったと回答しており、興味をもった主な内容としては、多い順に「採用内定」44%、「労働契約」44%、「給料」38%、「残業」33%等となっています。

また、学生からの質問等においては、「自分の権利を守るために監督署に相談したら、会社での立場が危ないのではないか」、「入社後、毎年給与の金額が変わるのか（上がるのか）」などの具体的な質問があったほか、「大変参考になった」、「わかりやすかった」等の意見があり、関心の深さが伝わってきました。

今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。

この記事に関するお問い合わせ先　　総務部　企画室　TEL 027－210－5002